

第百七十二号議案

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年九月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都産業労働局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

別表十一の項中ニを削り、同項ホ中「第三十二条」を「第二十三条」に改め、同項中ホをニとし、同項へ中「第三十二条」を「第二十三条」に改め、同項中へをホとし、同項に次のように加える。

へ 家畜改良増殖法第二十四条の規定に基づく
く 家畜人工授精所の開設の許可の申請に対
する審査

家畜人工授精所開設許可申請手
数料
五千七百円
許可申請のとき。

別表十四の項中ト及びチを削り、同項へ中「第三十六条第一項（同条第四項）」を「第八十八条第一項（同条第五項）」に改め、同項中へをチとし、同項ホ中「第二十六条第一項ただし書」を「第七十九条第一項ただし書」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同項中ホをトとし、同項ニ中「第二十四条第二項」を「第七十八条第二項」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同項中ニをへとし、同項ハ中「第二十二条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同項中ハをホとし、同項ロ中「第十四条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）」を「第七十二条第六項」に、「漁業権」を「団体漁業権」に改め、同項中ロをニとし、同項イ中「第十条」を「第六十九条第一項」に改め、同項中イをハとし、同項にイ及びロとして次のように加える。

イ 漁業法第五十七条第一項の規定に基づく五トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可の申請に対する審査	五トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料	二千九百円	許可申請のとき。
ロ 漁業法第五十八条において準用する同法第四十七条の規定に基づく五トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の変更の許可の申請に対する審査	五トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料	二千四百円	許可申請のとき。

附 則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、別表十一の項の改正規定は、家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令和二年法律第二十一号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行による漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。